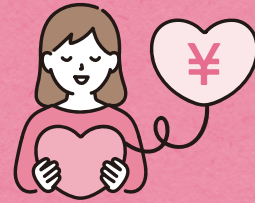


4.

もしもの時に備えたい

商工会議所の保険制度は、商工会議所会員の経営リスクの担保(リスクの移転)および同会員の従業員などの福利厚生の実施を目的としており、全国商工会議所のスケールメリットにより、低廉な保険料でご加入いただける団体保険制度です。



☑ 保険の備えチェック表

労災事故の リスク	☐ 使用者としての従業員への賠償責任 及び法定外賠償	D 業務災害補償プラン ▶ P18	A 生命共済制度 ▶ P17
	☐ 従業員の労災事故		
経営の リスク	☐ 経営者・従業員の死亡・ケガ・病気	G 福商確定拠出年金(DC)プラン ▶ P19	J 小規模企業共済制度 ▶ P19
	☐ 経営者の年金・退職金等の積立不足		B 特定退職金共済制度 ▶ P17
	☐ 従業員の退職金積立不足	H 売上債権保全制度 ▶ P19	F 海外展開サポート(保険) ▶ P18
	☐ 取引先の倒産・債権回収不能		
工事のリスク	☐ 工事中の作業対象のビル建物の火災	C ビジネス総合 保険制度 ▶ P18	
財産の リスク	☐ 工事中の火災・風災・(水災)などによる 事務所・工場への被害		
	☐ 破壊行為や落書き等の破損・汚損		
	☐ 商品の盗難		
休業の リスク	☐ 火災・風災・水災などによる休業		E 休業補償プラン ▶ P18
	☐ 食中毒による休業		
賠償責任の リスク	☐ 管理する施設内での賠償事故		
	☐ 従業員の業務中の賠償事故		
	☐ 食中毒事故		
	☐ 生産物・完成作業に起因する事故		
	☐ リコール		
	☐ 顧客情報の流出		I 情報漏えい賠償責任保険制度 ▶ P19

A 生命共済制度(団体定期保険) 会員限定

詳しくはこちら



幅広い保障で、業務上・業務外を問わず、役員および従業員の「もしも」や「まさか」に備えることができる保険です。役員・従業員の福利厚生制度としてご活用いただけます。65歳の方まで加入でき、75歳まで更新継続可能です。

制度のポイント

- ① 死亡保険金 **200万円** の保障が **月々318円~** ※1
- ② 1年間の掛金に対して **配当金(5年間平均 約45%)を還元** します ※2
- ③ 死亡・障がい・入院を **24時間365日保障** します ※3
- ④ 商工会議所独自の通院見舞金、結婚・出産・二十歳祝金を給付
- ⑤ 経営者・従業員・パート・アルバイトを含め、
65歳の方まで加入でき、75歳まで更新継続できます
- ⑥ 保険金・給付金の受取りを事業所(事業主)にすることができます
- ⑦ 掛金は全額損金または必要経費に算入できます ※4

経営に、未来のあんしんを。
ふくしょう生命共済
FUKUSHO LIFE INSURANCE

新しく
ロゴマークが
完成しました!



(事務幹事会社:大同生命保険(株))

※1 不慮の事故による死亡・高度障がいの場合の保障で、15歳~35歳(男性)の1口あたりの月額掛金です。掛金は年齢、性別、口数により異なります。ご検討・ご契約にあたっては、パンフレット(契約内容重要事項記載資料)を必ずご覧ください。ご加入は15歳から65歳まで、更新継続は75歳まで可能です。
※2 当団体のみで1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた時は配当金としてお支払いいたします。(収支計算の結果、配当金が0となる年度もあります。)(記載の内容は2023年4月時点での平均配当率です)
※3 病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および障がい状態について、業務上・業務外を問わず24時間保障します。
※4 記載の内容は2023年4月時点の税制に基づくもので、今後税務取扱いが変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

お問い合わせ 会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

団C-2023-0001-S(2023年4月6日)G3933

B 特定退職金共済制度(新企業年金保険)

詳しくはこちら



将来支払う従業員への退職金を、月々の掛金払込により計画的に積み立てることで中小企業でも安定した退職金制度が確立できます。

制度のポイント

- ① 月額掛金は **1,000円(1口)~30,000円(30口)** まで、
1,000円刻みで設定可能
- ② 掛金は **全額損金または必要経費に算入** できます ※1
- ③ **国の制度(中小企業退職金共済)との重複加入** も認められます
- ④ 退職一時金は、退職所得控除の対象となります
- ⑤ 公共工事入札(建設業関係)に係る **経営事項審査の加点評価対象** となります
- ⑥ 遺族一時金受取の場合、1口につき10,000円が退職金に加算されます



(事務幹事会社:大同生命保険(株))

※1 記載の内容は2023年4月時点の税制に基づくもので、今後税務取扱いが変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。
※2 ご加入に際しては、所定のパンフレットを必ずご覧ください。

【加入対象】 ● 福岡商工会議所地区内にある事業所

お問い合わせ 会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

企C-2023-0002-S(2023年4月6日)R6565

C

ビジネス総合保険制度

会員限定

最大 約 33%割引

詳しくはこちら



賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化して加入できます。「補償内容の重複や漏れがないか心配」「どの保険に入ったらいいかわからない」「保険ごとの契約手続きが面倒」等の保険に関する不安や疑問を解決することができます。

制度のポイント

- ① 会員事業所を取り巻くリスクに対する **補償のモレやダブリを解消** し、一本化して加入可能
- ② 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)の **リスクを総合的に補償**
- ③ 災害(火災、風災、水災、雪災、地震等)に遭った際の休業損失を補償
- ④ 新型コロナウイルス等の感染に伴う消毒のため発生した、休業損失や感染対策費用を補償

※掲載パンフレットは、複数社ある引受保険会社の1社である東京海上日動火災保険(株)のパンフレットです。

お問い合わせ

会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

※補償の内容、対象業種は、引受保険会社によって異なります。
詳しくは当所HPもしくは当所にお問い合わせください。



D

業務災害補償プラン

会員限定

最大 約 58%割引

団体割引、損害率による割引、包括契約割引

詳しくはこちら



労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された(例えば、安全配慮義務違反を問われた等)場合に発生する企業の損害賠償責任(賠償金の支払い等の事業者負担の費用)を補償します。

制度のポイント

- ① パートやアルバイトを含む **全従業員を包括補償**
- ② 「従業員のケガ」と「企業の賠償リスク」に**ダブルで備える**ことが可能

※掲載パンフレットは、複数社ある引受保険会社の1社である東京海上日動火災保険(株)のパンフレットです。

お問い合わせ

会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

※補償の内容、対象業種は、引受保険会社によって異なります。
詳しくは当所HPもしくは当所にお問い合わせください。



E

休業補償プラン

会員限定

最大 約 30~50%割引

団体割引、損害率による割引等

詳しくはこちら



経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、収入の減少部分を補う(生活水準を落とすことなく、安心して療養に専念できるように設計した)ものです。本プランは、従業員の福利厚生の実施はもちろん、経営者本人の万が一の備えにも利用できる内容のため、公的な社会保障制度(政府労災保険の休業補償給付等)がない自営業者も加入できます。

制度のポイント

- ① 入院中のみならず、**自宅療養期間中の就業不能補償**
- ② **就業外での病気**(新型コロナウイルス感染症・新型インフルエンザ含む)・ケガまで補償(365日24時間補償)
- ③ **天災(地震・噴火・津波等)**によるケガも補償

※掲載パンフレットは、複数社ある引受保険会社の1社である東京海上日動火災保険(株)のパンフレットです。

お問い合わせ

会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

※補償の内容、対象業種は、引受保険会社によって異なります。
詳しくは当所HPもしくは当所にお問い合わせください。



F

海外展開サポート(保険)

会員限定

海外でのPLリスク、
リコールリスクに備える /
海外PL保険制度

詳しくはこちら



海外取引先の
債権回収不能リスクに備える /
輸出取引信用保険制度

詳しくはこちら



海外での知財訴訟リスクに備える /
**海外知財訴訟費用
保険制度**

詳しくはこちら



お問い合わせ

会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

※補償の内容、対象業種は、引受保険会社によって異なります。
詳しくは当所HPもしくは当所にお問い合わせください。

G 福商確定拠出年金(DC)プラン

詳しくはこちら



事業所経営者・役員・従業員の皆様の老後に向けた資産形成の有効な手段として、当所がりそな銀行と共同で開発した総合型確定拠出年金制度です。事業所が毎月払い込む掛金(加入者が上乗せ拠出することも可)を加入者である皆様が自己責任で運用し、その運用収益(損失)の合計額を60歳以降(老後)に年金または一時金として受け取ることができます。

制度のポイント

- ① 各社担当者が行う事務を当所が一括して代行いたしますので、事務負担が軽減されます。
- ② 掛金の積立・運用時や、年金・一時金を受け取る際の**節税メリット**があります。
- ③ 複数の企業が導入・維持コストを分担する仕組みですので、一企業あたりの負担が割安となります。



【対象となる企業】●福岡県下に主たる事務所を有する企業(厚生年金適用事務所)で、従業員数(加入者数)15名以上の企業

お問い合わせ

会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

※詳しくは当所HPもしくは当所にお問い合わせください。

H 売上債権保全制度(取引信用保険)

会員限定

詳しくはこちら



取引先の倒産・入金遅延の場合の売上債権回収不能リスクを補償する保険制度です。

制度のポイント

- ① 与信枠の管理・新規取引先拡大の判断基準として活用が可能
- ② 商工会議所のスケールメリットを活かした中小企業や小規模事業者も加入しやすい専用設計
- ③ 少額の掛け金で、**貸倒損失の平準化**が可能
- ④ 保険料は**全額損金**、損害の額は**保険金**で受取り



お問い合わせ

会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

※補償内容・金額等の詳細については、取扱代理店から詳しくご説明いたしますので、まずは当所にお問い合わせください。

I 情報漏えい賠償責任保険制度 ～サイバーリスク補償型～

会員限定

団体割引

20%

詳しくはこちら



事業者(規模の大小は問いません)において、外部からの攻撃(不正アクセス、ウイルス等)、過失(セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス)、委託先(委託先での情報漏えい)、内部犯罪(従業員、派遣社員、アルバイト等)などによる情報漏えいの結果または情報漏えいのおそれが生じた場合、加入者が被った経済的損害に対して保険金をお支払いします。プランは「スタンダードプラン」と、サイバーリスクに関する補償部分がより幅広い「プレミアムプラン」の2種類があります。

制度のポイント

- ① **サイバー攻撃等の対応費用**を手厚く補償
- ② 見舞金・見舞品購入費用も補償
- ③ **海外で訴訟提起された損害賠償請求**も補償※1
- ④ 商工会議所のスケールメリットと加入者ごとのセキュリティ状況を反映した保険料水準※2
- ⑤ 「**標的型メール訓練サービス**」等の事故対応サービスをご提供

※1 プレミアムプランで対象となります。

※2 団体割引20%+「割引確認シート」のご回答に応じ最大60%割引=最大68%割引まで適用可能



お問い合わせ

会員組織・共済グループ TEL.092-441-2845

※詳しくは当所HPもしくは当所にお問い合わせください。

J 小規模企業共済制度

詳しくはこちら



小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退任した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金を受け取ることができます。

【対象となる企業】

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業で5人以下)の個人事業主(共同経営者含む)及び会社役員

お問い合わせ

東部・中央オフィス TEL.092-441-2161／南部オフィス TEL.092-562-4117／西部オフィス TEL.092-831-4151
(東区・博多区・中央区) (南区) (城南区・早良区・西区)

※詳しくは当所HPもしくは当所にお問い合わせください。